

心身統一合氣道会 指導資格者規約

第Ⅰ章 総則

第1条 本規約の名称

本規約は、心身統一合氣道会 指導資格者規約（以下、「本規約」という。）といい、心身統一合氣道会（以下、「本会」という。）における指導資格者（指導資格を有する者）に関する事項について規定する。また、本規約は「心身統一合氣道会 会員規約」に準拠する。

第2条 指導資格者の目的

指導資格者は、本会の会員（以下、「会員」という。）に心身統一道および心身統一合氣道を正しく指導・普及すること、また、社会に貢献することを活動の目的とする。

第Ⅱ章 指導資格

第3条 指導資格

1. 指導資格は、本規約を遵守し、第8条に定める年会費を納付する者に認められる。
2. 指導資格者は、その推薦者である道場・教室の責任者の監督のもと、その所属する道場・教室および傘下の教室において指導することができる。他の道場・教室で指導する必要がある場合は、理事会の承認を要する。
3. 指導資格者は、その指導資格を第三者に譲渡したり、もしくは使用させたり、売買、名義変更などをすることはできない。
4. 指導資格者は、自身の向上に努めるとともに、積極的に心身統一道および心身統一合氣道の指導と普及に努めるものとする。
5. 指導資格者は、会員に対して常に公平に接し、謙虚かつ誠実に信頼関係を築くことに努めるものとする。
6. 指導資格者は、本会に所属している間に知り得た本会および会員に関する情報を第三者に漏らしてはならない。退会後もしくは除名後も同様とする。

第4条 資格の種類

1. 指導員

本会公認の道場・教室に所属する18歳以上の会員で、心身統一合氣道2段以上であり、本会の承認を得て指導員の任命を受けた者をいう。指導員は、会員に対して心身統一道および心身統一合氣道を指導できる。

2. 准指導員

本会公認の道場・教室に所属する18歳以上の会員で、心身統一合氣道初段以上であり、本会の承認を得て准指導員の任命を受けた者をいう。准指導員は、道場・教室の責任者の指示の元、指導対象および指導内容を限定して心身統一道および心身統一合氣道を指導できる。

3. 審査員

本会公認の道場・教室に所属する25歳以上の指導員で、心身統一合氣道3段以上であり、本会の承認を得て審査員の任命を受けた者をいう。審査員は、原則として各道場・教室に1名とする。審査員は、会員に対して心身統一道および心身統一合氣道を指導し、心身統一道上級、心身統一合氣道1級までの審査を行うことができる。

4. 師範

本会公認の道場・教室に所属する35歳以上の審査員で、心身統一合氣道5段以上であり、本会の承認を得て師範の任命を受けた者をいう。さらに、本会が主催する講習会での指導、昇段審査会での審査、心身統一合氣道競技大会での審判をすることができる。

第5条 資格の任命

1. 指導員の推薦

指導員の推薦を受ける者は、心身統一合氣道2段以上で、定期的な指導の現場を有する者を対象とする。被推薦者を監督する道場・教室の責任者が、所定の用紙にて推薦し、かつ被推薦者が誓約書を提出することにより申請できる。推薦にあたって、被推薦者は全国およびオンラインで実施する指導者稽古に一定期間参加していることが推奨される。申請を受け、理事会で協議の上、会長が指導員を任命する。

2. 准指導員の推薦

准指導員の推薦を受ける者は、心身統一合氣道初段以上で、定期的な指導の現場を有する者を対象とする。被推薦者を監督する道場・教室の責任者が、所定の用紙にて推薦し、かつ被推薦者が誓約書を提出することにより申請できる。推薦にあたって、被推薦者は全国およびオンラインで実施する指導者稽古に一定期間参加していることが推奨される。申請を受け、理事会で協議の上、会長が准指導員を任命する。

3. 審査員の推薦
審査員の推薦を受ける者は、心身統一合氣道3段以上で、本会公認の道場・教室で指導経験が5年以上ある者を対象とする。被推薦者を監督する道場・教室の責任者が所定の用紙にて推薦し、かつ被推薦者が誓約書を提出することにより申請できる。推薦を受け、理事会で協議の上、会長が審査員を任命する。
4. 師範の推薦
師範の推薦を受ける者は、心身統一合氣道5段以上で、本会公認の道場・教室で審査員を10年以上務めた者を対象とする。理事会が推薦し、被推薦者が誓約書を提出することにより申請できる。会長が師範を任命する。

第6条 資格の更新

1. 資格の更新
指導資格の更新については、次の各号の条件を満たす必要がある。
 - (1) 年度毎に第8条に定める年会費を納付すること
 - (2) 年度毎に指導資格者講習および本会所定の講習等に別表で定める回数出席すること
 - (3) 所属する道場・教室がある場合、道場・教室の責任者の承認を受けること
2. 資格の喪失
次の各号に該当する場合、資格を喪失する。
 - (1) 前項に定める資格の更新の条件を満たしていない場合
 - (2) 第10条の規定により、その資格を返上する場合
 - (3) 第11条の規定により、退会する場合
 - (4) 第15条の規定により、その資格を取消された場合
 - (5) 第16条の規定により、除名された場合
 - (6) 本人が死亡、もしくは失踪宣告を受けた場合

第7条 有効期限

指導資格の有効期限は任命日から初めて迎える3月31日までとする。以降、指導資格が更新される場合は年度毎（4月1日～翌年3月31日）を有効期限とする。

第8条 年会費

1. 指導資格者は、別表に定めるところの年会費を年度の更新時期に支払うものとする。
2. 指導資格者は、指導資格の返上願、および退会願が受理されない限り、年会費を支払う義務を負う。

第9条 会費の不返還

一旦納入された入会金・年会費・月会費など、または段位・伝位および級位にかかる審査料・登録料の返還は、いかなる理由があろうと認められない。休会・退会、または除名された場合も同様とする。

第III章 資格の返上・退会

第10条 資格の返上

1. 指導資格者は、正当な理由がある場合に指導資格の返上を本会に願い出ることができる。指導資格の返上は理事会が決定する。返上後は会員資格に戻り、会員規約の適用を受けるものとする。
2. 指導資格の返上を願い出る場合は、指導資格者を監督する道場・教室の責任者の許可を得て、所定の返上願および誓約書を返上日の1ヶ月前までに本会に提出するものとする。本会が受理した時点で指導資格の返上となる。口頭による返上の届出は認められない。
3. 指導資格の返上後に復帰を希望する場合は、第5条の任命を受けるものとする。
4. 指導資格を有する状態での休会は認められない。指導資格を返上し、会員資格に戻った後に休会できる。

第11条 退会

1. 指導資格者が退会する場合は、退会日の1ヶ月前までに所定の退会願および誓約書を提出し、理事会がこれを協議し、受理した時点で退会となる。口頭による退会の届出は認められない。
2. 道場・教室の責任者が退会する場合は、退会日の3ヶ月前までに所定の退会願および誓約書を提出し、理事会がこれを協議し、受理した時点で退会となる。尚、当該道場・教室に所属する会員が心身統一合氣道の稽古を継続できる環境を整えた後に退会が認められる。
3. 会費などの未納金がある場合は、退会日までに完納するものとする。未納金がある状態での退会は認められない。
4. 指導資格者が退会した後は、いかなる理由をもってしても、心身統一道および心身統一合氣道を指導し、これと誤認する名称を使用することはできない。また、退会した日より1年間の競業禁止義務が生じる。

第12条 コンプライアンスの重視およびリスクマネジメント

- 指導資格者は、コンプライアンスを重視して指導にあたる。また、会員規約第18条で定めるコンプライアンスに関する窓口について、道場・教室に所属する会員に周知徹底する。
- 道場・教室の責任者は、会員が会員規約を遵守するように指導する義務を負う。会員が会員規約に違反している、もしくは違反する可能性があると認められる場合には、道場・教室の責任者は、当該会員の違反が改善するまで道場・教室の利用を禁止する。
- 指導資格者は、スポーツ安全保険その他同等の傷害保険、賠償責任保険に加入するものとする。
- 指導資格者が、本会を利用中、自己の責に帰すべき人的・物的事故により受けた損害に対しては、本会は一切の責を負わないものとする。ただし、本会に故意または重大な過失があると認める場合には、本会は法の定めるところに従い、その賠償の責任を負う。
- 指導資格者は、会員に重大な事故があった場合、迅速にその救命処置を行い、救急車による病院への搬送に付き添う。事故の状況は道場・教室の責任者、および本会に速やかに報告する。
- 指導資格者は、道場・教室でハラスマントがないように予防に努める。ハラスマント、もしくはハラスマントと疑われる事象を発見した場合は、本会に速やかに報告し、本会の指示のもとで解決にあたる。

第13条 賠償責任

指導資格者は、本会での指導中、自己の責に帰すべき事由により本会または第三者に損害を与えた場合は速やかにその賠償の責に任ずるものとする。

第14条 権利帰属

- 本会が発行する著作物、講義内容などのすべての著作権その他の知的財産は、本会に帰属し、指導資格者は心身統一道および心身統一合氣道の稽古・指導・普及の目的に使用するほか、これを無断で利用することはできない。
- 指導資格者は、本会から提供されるあらゆる形のコンテンツを使用し、書籍の出版・教材の製作・インターネットでの公開など、著作権法に違反する行為をすることはできない。また、本会から提供されるあらゆる形のコンテンツを利用する場合には、あらかじめ本会の許可を得るものとする。
- 指導資格者は、心身統一道および心身統一合氣道に関する書籍の出版や有料動画などの作成・販売、および教材の製作はできない。
- 指導資格者は本条に違反する行為を第三者にさせないものとする。
- 第1項、第2項、第3項の規定は、指導資格者が退会後または除名後も同様とする。

第15条 禁止事項

- 指導資格者の活動において、以下のことを禁止事項と定める。
 - 犯罪・法令違反・公序良俗に反する行為がある場合
 - 第14条に違反する行為があつたと認められる場合
 - 本会の社会的信用を傷つけるような行為があつたと認められる場合
 - 指導資格の更新に必要な条件を満たさない場合
 - 年会費などを滞納する場合
 - 本会の目的と異なる内容の指導を行つたと認められる場合
 - 本会が定める申請をせずに外部での講習をする場合
 - その他、本規約の違反行為がある場合
- 前項により指導資格が取消された場合、本会は、本会から提供した物品や資料の返却、および損害賠償を請求することができる。

第16条 除名・罰則

指導資格者に前条第1項各号に違反する行為があつた場合、本会は理事会の決定により指導資格者に戒告、けん責、指導資格の停止・取り消しの罰則の処置をすることができる。さらに、社員総会の決定により利用の禁止、もしくは除名をすることができる。利用を禁止された日、または除名された日より1年間の競業避止義務が生じる。

第17条 個人情報の取り扱い

- 本会は、取得した指導資格者の個人情報については、本会の目的を遂行するためにのみ利用し、他の目的には利用しないものとする。
- 本会は、前項に定めるほか個人情報の提供先とその利用目的を事前に通知し承諾を得ることを行わない限り第三者に個人情報を開示、提供しない。
- 本会は、前2項に関わらず、以下の各号により個人情報を開示、提供することがある。

- (1) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で開示、提供することがある。
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要があると本会が判断した場合には、当該保護のために必要な範囲で開示、提供することがある。

第18条 適用法および専属的合意管轄裁判所

本規約の準拠法は日本法とする。また、本会と指導資格者の間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条 規約の変更

- 1. 本会は、指導資格者の了承を得ることなく、本規約を本会の社員総会の決定により変更できる。
- 2. 変更後の本規約は、本会にて告知した時点より効力を生じるものとする。

第20条 その他

指導資格者は本規約の他、その所属する道場・教室で制定された規則の定めに従う。

附則

- 1. 本規約は2016年4月1日より発効とする。
- 2. 2022年4月1日改定。

細則

第1条 オンライン稽古・講習

- 1. 指導資格者は、本規約の第3条の第2項に定める指導を補完するものとして、オンライン稽古・講習で指導することができる。これら活動においても本規約が適用される。
- 2. 指導資格者は、本規約の第3条の第2項に定める会員にのみオンライン稽古・講習で指導することができる。
- 3. 指導資格者は、前項に定めるオンライン稽古・講習で指導する場合、それを利用するために必要となる端末などの機材、インターネット回線、ソフトウェアその他の設備を自己の費用と責任で用意する。
- 4. 指導資格者は、オンライン稽古・講習の指導にあたり、インターネット上で行われる活動であることを理解し、セキュリティーやプライバシーの保護など相当の安全策を講じる。
- 5. 指導資格者は、オンライン稽古・講習で指導する場合、自身と稽古に参加する会員の安全管理に十分に配慮し、その加入する傷害保険等が適用されるか否かを理解してから指導する。なお、スポーツ安全保険は適用外であることを理解する。
- 6. 心身統一道および心身統一合氣道の昇級審査、昇伝審査、昇段審査はオンラインでは行うことはできない。
- 7. 本会は、オンライン稽古・講習においても、コンプライアンスの重視、リスクマネジメント、個人情報の取り扱い、またプライバシーの保護、ハラスマント行為の防止などを遵守する。指導資格者にこれらの違反行為が認められる場合、本会は当該の指導資格者のオンライン稽古・講習の利用・指導を禁止できる。

※「オンライン稽古・講習」とは、コンピュータネットワークを通じて、心身統一道および心身統一合氣道の稽古・指導をするもの。

以上

別表

1. 指導資格者講習必要出席回数

第6条	師範 審査員	指導資格者講習 年2回以上 リスクマネジメント講座 年1回以上 ハラスマント防止トレーニング 年1回以上
	指導員 准指導員	指導資格者講習 年1回以上 リスクマネジメント講座 年1回以上 ハラスマント防止トレーニング 年1回以上

2. 指導資格者の年会費

第8条	師範 審査員 指導員 准指導員	8,800円
-----	--------------------------	--------